

「標準都道府県議会会議規則」と「奈良県議会会議規則」の相違点について
 (第五章・第六章)

(注) 以下では、標準都道府県議会会議規則を「標準会議規則」とする。

第五章 議事

1. 委員会報告書（標準会議規則 39・76条）について

奈良県議会会議規則には委員会報告書の規定がなく、常任委員長等が議会運営委員会で議決結果を口頭報告している。

※本会議での委員長報告は、標準会議規則・奈良県議会会議規則とも規定あり。

なお、「委員会報告書」の内容は事件番号、件名、議決結果で、奈良県議会の議会運営委員会での「委員長の口頭報告」の内容とほぼ同じである。

	標準会議規則	奈良県議会会議規則
① 審査終了・委員会報告書の提出（事件を議長に戻す。）	第76条 委員会は、事件の審査を終わったときは、報告書を作り、議長に提出しなければならない。	規定なし。 ※先例で、議決日の議会運営委員会で、委員長が議決結果を口頭報告する。
② 本会議の議題	第39条 委員会に付託した事件は、第76条（委員会報告書）の規定による委員会報告書の提出を待つて議題とする。	規定なし

【前回会議の結果「標準会議規則に合わせる」】

奈良県議会会議規則 改正案
(委員会報告書) ※59条の4を新設 第59条の4 委員会は、事件の審査又は調査を終わったときは、報告書を作り、議長に提出しなければならない。
(付託事件を議題とする時期) ※34条の2を新設 第34条の2 委員会に付託した事件は、第59条の4（委員会報告書）の規定による報告書の提出を待つて議題とする。

2. 本会議が委員会審査に関与する例外的な場合（標準会議規則45～47条）について

①「委員会の審査又は調査期限までに審査等が終了しない場合」の規定が、奈良県議会会議規則にない。

標準会議規則（委員会の審査又は調査期限）※昭和34年改正で第3項を新設

第45条

1・2（略）

3 前二項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第三十九条（付託事件を議題とする時期）の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

②「委員会が自主的に中間報告を行う場合」の規定が、奈良県議会会議規則にない。

標準会議規則（委員会の中間報告）※昭和59年改正で第2項を新設

第46条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

【前回会議の結果「標準会議規則に合わせる」】

（委員会の審査又は調査期限） ※第3項を新設

第39条

1・2（略）

3 前二項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第34条の2（付託事件を議題とする時期）の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

【前回会議の結果「標準会議規則に合わせる」】

（委員会の中間報告） ※第1項字句追加・第2項新設

第40条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

③「再審査のための付託（再付託）を行う場合」の規定が、奈良県議会会議規則にない。

標準会議規則（再審査のための付託）※制定当初よりあり。
第47条 議会は、委員会の審査又は調査を経て報告された事件で、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、更にその事件を同一又は他の委員会に付託することができる。

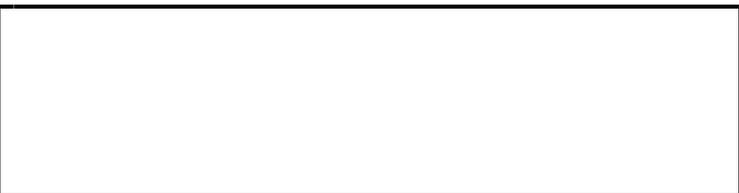
【再付託とは】

委員会の審査又は調査を経て委員会報告書が提出された事件を本会議で審議した結果、委員会における審査又は調査が不十分であるとして、もう一度委員会に付託して審査又は調査させることをいう。（地方議会運営事典）

【前回会議での意見・照会及び事務局の回答】

- 奈良県議会で委員会が自主的に中間報告をしたいと言った場合に、会議規則に規定がなくても認めないということはないだろう。
- 再付託は一事不再議の原則に抵触しないのか。
（事務局）次の理由により一事不再議の原則に抵触しないとされている。
 - ①委員会は本会議の下審査機関であるため本会議に比べ一事不再議の原則がゆるやかに適用され、例外があると解されている。
 - ②再付託は会議規則に明記されている。
 - ③本会議で再付託を議決したときに前の委員会の議決結果は効力を失い、委員会の審査としては新しいスタートになる。（議会運営の実際22）
- 再付託の議事手続はどのようになるのか。
（事務局）①本会議で委員長報告、②委員長報告に対する質疑、③議員から再付託の動議
④再付託の議決
- なぜ再付託の規定が必要になったのか。全国で何か事件があって改正したのか。
（事務局）全国都道府県議会議長会に確認したが、標準会議規則では再付託の規定は制定当初（昭和31年）からあるが、この規定を定めるに至った理由は不明である。

【前回会議の結果「再検討」】



第六章 発言

1. 「発言の通告等」(標準会議規則50条)について

奈良県議会会議規則は「発言の通告等」の規定がないため、質問以外の発言に関する規定が少ない。

標準会議規則(発言の通告等) ※制定当初からあり

第50条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行に関する発言、一身上の弁明その他緊急を要する場合及び発言を通告した者が全て発言を終わった場合は、この限りでない。

2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。

3 第一項ただし書の規定により発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自己の氏名を告げ、議長の許可を求めなければならない。

4 発言の順序は、議長が定める。

5 通告した者が欠席したとき又は発言の順位に当たっても発言しないとき若しくは議場に現存しないときは、通告は、その効力を失う。

(注)「その他」とは議事進行に関する発言、一身上の弁明その他緊急を要する場合等の発言。

【前回会議の結果「標準会議規則に合わせる」】

(発言の通告等) ※42条の2を新設

第42条の2 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行に関する発言、一身上の弁明その他緊急を要する場合及び発言を通告した者が全て発言を終わった場合は、この限りでない。

2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。

3 発言の順序は、議長が定める。

4 通告したものが欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。

*標準会議規則の第3項は、奈良県議会規則第42条第2項に規定済み。

	発言の種類	標準会議規則	奈良県議会会議規則
①発言通告の要否	質問	必要（60条2項）	同左（51条2項）
	質疑	必要（50条1項）	※議会運営等に関する申し合せで、必要。
	討論		
	その他(注)	不要（50条1項）	規定なし
②発言の順序	質問	議長が定める。（50条4項）	同左（51条3項）
	質疑	議長が定める。（50条4項）	※議会運営等に関する申し合せで、議長が定める。
	討論		規定なし
	その他(注)		
③通告者が欠席した場合等の通告の効力	質問	通告の効力を失う。（50条5項）	同左（51条4項）
	質疑	通告の効力を失う。（50条5項）	規定なし。
	討論		

必要（42条の2 第1項）
不要（42条の2 第1項）

議長が定める。（42条の2 第3項）

通告の効力を失う。（42条の2 第4項）

2. 議事進行に関する発言（標準会議規則 56 条）について

奈良県議会会議規則は「議事進行に関する発言」の規定がない。

標準会議規則（議事進行に関する発言）

第 56 条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行の発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

【議事進行に関する発言とは】

議事進行上の問題について、議長に対し、質疑し、注意し、あるいは希望を述べるための発言のことをいう。

議事進行に関する発言であるためには、議題に直接関係のあるもの（例えば、議長の議題宣告の内容が要領を得ないような場合に、議題の範囲について再度明確に示すよう求める、あるいは説明員〇〇部長の出席を求められたいといった発言がこれに当たる。であるか、又は直ちに処理を必要とするもの（例えば、〇〇のため、暫時休憩されたいあるいは定足数を欠いていないか確かめられたい等の発言がこれに当たる。）でなければならない。

なお、議事進行に関する発言は、議長に対する発言であり、動議と異なり、成立という観念はない。したがって、他に賛成者がある必要はなく、議決の対象にもならない。議長がその裁量によって、必要な措置をとればよい。（地方議会運営事典）

長の発言に誤りが多いとか、答弁が冗長すぎるので簡潔明快に述べてほしいという場合、議事進行上の問題として、議長にこの旨を要請し、議長が適當の措置を講ずることを期待することになります。（議事運営の実際 2）

【前回会議の結果「再検討」】

3. 発言の訂正（標準会議規則63条）について

奈良県議会会議規則は54条（発言の取消し）に「発言の訂正」（アンダーライン部分）を追加していない。なお、先例では、議会運営委員会に諮り訂正した事例がある。

標準会議規則（発言の取消し又は訂正）※昭和46年にアンダーライン部分を追加
第63条 議員は、その会期中に限り、自己の発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、
発言の趣旨を変更することはできない。

【前回会議の結果「標準会議規則に合わせる」】

（発言の取消し又は訂正） ※54条改正
第54条 議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て、自己の発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。